

教育委員会会議録

開 会 の 日 時	令和8年5月28日 午後7時00分
閉 会 の 日 時	令和8年5月28日 午後7時35分
会 議 の 場 所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育委員 教育長 小林 貴法 教育委員 駒田 聡子・中西 康裕・畑井 祐樹・中村 文大・ 右京 博巳
会議録に署名 する委員氏名	中西 康裕、畑井 祐樹
会議に出席した 者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼教育メディア課長 須川 文 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 井村 直樹 社会教育課長 下村 真司 スポーツ課長 長井 正文 教育研究所長 村井 紀子 教育総務課副参事 奥野 明日香 学校教育課副参事 浅井 里那 学校教育課副参事 河村 知博 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 学校教育課副参事 岡井 太郎 教育メディア課副参事 村井 雅哉 教育メディア課副参事 山村 勝人 スポーツ課副参事 三輪 亮介
会議に付した 事件	議案第22号 伊勢市体育施設条例の一部改正について 議案第23号 移動式冷暖房機の取得について 議案第24号 学習者用端末の取得について 議案第25号 学校運営協議会委員の任命について 議案第26号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について 議案第27号 図書館協議会委員の任命について 議案第28号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の 委嘱について

	議案第 29 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、畑井委員を指名

会議に付する案件

議案第22号 伊勢市体育施設条例の一部改正について

議案第23号 移動式冷暖房機の取得について

議案第24号 学習者用端末の取得について

議案第25号 学校運営協議会委員の任命について

議案第26号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第27号 図書館協議会委員の任命について

議案第28号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第 29 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第 22 号から議案第 24 号については、本日の審議を経た後、市議会 6 月定例会に提出することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され、承認。

教育長報告

前回の教育委員会からのご報告をいたします。

春の修学旅行につきまして、小学校 1 校と中学校 9 校が無事に終了しました。

残りは、本日出発の城田小学校と 6 月 10 日出発の城田中学校のみとなります。

天気や暑さが心配ですが、どちらも楽しい旅行になることを祈っております。

次に、春の運動会につきまして、これまでに小学校 5 校と中学校 1 校が無事に終了しました。本日も実施予定の中学校が 3 校ありましたが、残念ながら雨天のため、明日以降に延期となりました。

また、小学校 6 校が 5 月 30 日に実施予定でございます。小学校は、6 月の実施はなく、中学校は、5 校が実施予定となっております。

最後になりますが、学校訪問を 5 月 19 日から 6 月 1 日までの予定で実施しております。今回、日程が何度か変更しましたので、教育委員の皆様にご紹介することができず、申し訳ございませんでした。

なお、日程はまだ決まっておりませんが、県教育委員会の人事監による学校訪問も年度内に予定されております。これは、全ての学校ではありませんが、日程が決まりましたらご紹介させていただきますので、教育委員の皆様には、

ご都合がございましたらよろしくお願いいたします。

以上で私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。「議案第 22 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢フットボールヴィレッジ、伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場及び伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場に指定管理者制度を導入するとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

11 ページをご高覧ください。今回の改正は、伊勢市体育施設である「伊勢フットボールヴィレッジ」、「伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場」及び「伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場」の3施設について、指定管理者制度を導入いたしたく、伊勢市体育施設条例の一部改正を図ろうとするものです。

改正内容につきましては、19 ページの新旧対照表をご高覧頂きたいと存じます。伊勢市の体育施設につきましては、別表第 1 に掲げる直営による管理施設と、同じく 19 ページの別表第 2 に掲げる指定管理者が行う施設からなっております。今回の予定で、「伊勢フットボールヴィレッジ」、「伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場」及び「伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場」の3施設を、指定管理者が行う施設である別表第 2 に変更するものでございます。

また、今回の制度の導入に伴い、条例第 5 条で謳われている休館日等の記載についても、20 ページの別表第 3 のとおり、掲載位置を下段に移行するほか、条例第 11 条で謳われている使用料等の記載についても、直営施設が記載されている 21 ページの別表第 4 から、指定管理者制度の施設が記載されている 26 ページの別表第 5 に移行するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 9 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第 20 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 22 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 22 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 23 号 移動式冷暖房機の取得について」を議題いたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

22 ページをご覧ください。

これは、移動式冷暖房機を取得することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては学校施設整備課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校施設整備課長

それでは、議案第 23 号「移動式冷暖房機の取得について」、ご説明申し上げます。

22 ページをお願いします。本件は、移動式冷暖房機を取得するにつき、令和 8 年 5 月 12 日の開札の結果、契約の運びとなったことから、伊勢市議会の議決を求めるための、議案を提出することについて、教育委員会の意見を求めるものです。

なお、伊勢市議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、詳細をご説明いたします。24 ページをお願いします。本件の入札結果は、資料に記載のとおり、入札額 1 億 9,000 万円で株式会社サンシンが落札しましたので、消費税、及び地方消費税を加えた、2 億 900 万円で、買い入れようとするものでございます。

今回、取得する移動式冷暖房機は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を担う小学校の屋内運動場に、夏季の暑熱環境による熱中症リスクを軽減し、健康の維持を図るために購入しようとするものでございます。

なお、納期は、令和 8 年 12 月 28 日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校施設整備課から説明をいたしました、ご意見、ご質問はございませんか。

中西委員

今回の移動式冷暖房機が小学校のみということですが、今後、中学校にという計画があるのか、それと納期がいつの予定でこの 94 台が入るのかお聞きしたい。

学校施設整備課長

中学校の空調機につきましては、固定式の空調をつけますので、工事として発注する予定でございます。現在、設計をしております、設計ができ次第、6 月以降に発注という形になりますので、年内につけられるよう努力しているところでございます。

また、この空調機の納期につきましては、令和 8 年 12 月 28 日、今年中に入れる予定でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

中西委員

中学校は工事で設置するということですが、小学校の屋内運動場に関しては、今後、工事は行わないのかあるいは順次行っていくのか、納期が 12 月ということは、この夏の暑さ対策には間に合わないということでしょうか。

学校施設整備課長

まず、工事の方でございますが、大きな空調機でございますので、動力を 200 ボルトに変える工事を予定しております。そちらの方の工事も年内に完了するよう準備をしているところでございます。また、この夏には間に合わないのかということでございますが、全校一斉に入れますので、空調機を導入するに当たりまして、昨年度の補正予算で上げさせていただいて、年度繰り越しをして、なるべく早く空調機が入れられるようにという形でやっておりますので、残念ながら今年度末には間に合わない状況なんです、来年度には間に合うように鋭意努力しているところでございます。

中西委員

中学校は工事で進めていくということですが、小学校には、移動式の冷暖房器を入れるということで、小学校の屋内運動場には常設の冷暖房機は今後入らないということですか。

学校施設整備課長

予算の時にもご説明させていただいたところなんです、中学生につきましては、やはりクラブ活動とかがありますので、固定式で全体を冷やすもの、また小学校につきましては、体育であるとか、集会であるとか、一部の部分を使うと

ということで、移動式エアコンの方を選択させていただいておりますので、今現在の予定では、固定式をつける予定はございませんので、ご理解をいただきたいと思いをします。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 23 号 移動式冷暖房機の取得について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 23 号 移動式冷暖房機の取得について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 24 号 学習者用端末の取得について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

25 ページをご覧ください。

これは、学習者用端末を取得することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、教育メディア課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育メディア課副参事

議案第 24 号 学習者用端末の取得について、ご説明いたします。

25 ページをご覧ください。

本件は、学習者用端末を取得するにつき、「伊勢市議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関する条例」の規定により、伊勢市議会の議決を求めるための、議案を提出することについて、教育委員会の意見を求めるものです。

今回、取得する学習者用端末は、児童生徒等が学習用に使用するタブレット端末を更新するもので、三重県 G I G A スクール構想推進協議会が共同調達を行い、企画提案コンペにより選定された事業者と各市町が個別に随意契約を行うものです。選定の経過につきましては、令和 7 年 12 月 23 日に公告を行い、令和 8 年 2 月 12 日に審査会を行ったもので、その結果、株式会社 松阪電子計算センターを買入れ先と決定しましたので、消費税及び地方消費税を含み、1 億 6,080 万 5,040 円で買入れようとするものです。今回の買入れにより、3 学年分の端末を更新し、昨年度までの分と合わせて、9 学年中 7 学年分の端末更新が完了することとなります。

なお、納期は、令和8年11月30日の予定でございます。
よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育メディア課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

畑井委員

今回、新規で端末を3,120台買い換えるということですが、今まで使っていた古い端末はどのように処分されるのですか。

教育メディア課副参事

これまで使っておりました端末については、まず学校内で、例えば今までタブレット端末が渡っていなかった先生であるとか、あるいは教材提示用の端末、それからオンライン授業の配信用端末などに使用しまして、そこでまだ残った分については、市役所内での有効活用ということを考えております。それらをしたうえで、残った分については、売却を検討しております。

畑井委員

そこまで考えられて、使用されていることを知りませんでした。ありがとうございます。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。
「議案第24号 学習者用端末の取得について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第24号 学習者用端末の取得について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第25号 学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

事務部長

28ページをご覧ください。
これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき、学校運営協議会の委員を任命しようとするものでございます。
なお、詳細につきましては、学校教育課から説明をいたしますので、よろしく

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

議案第 25 号学校運営協議会委員の任命についてご説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 2 項に基づき、任命しようとするものでございます。

4 月の定例教育委員会において、全中学校区の校長により委員として推薦された方々につきまして、ご承認いただきました。今回、任命しようとする方は、二見中学校区におきまして、二見町区長会に委員候補を依頼しておりましたが、4 月の定例教育委員会への提出に間に合わず、5 月 8 日に当該校長により委員として推薦され、追加でご承認をお願いするものでございます。

本日、任命のご承認をいただきましたならば、令和 8 年 5 月 29 日をもって委嘱させていただく予定でございます。任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、学校運営協議会委員の任命について、ご説明させていただきました。

何卒、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 25 号 学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 25 号 学校運営協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 26 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

29 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、伊勢市奨学生選考委員会委員を委嘱又は任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

議案第 26 号「伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明いたします。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条に基づき設置しております伊勢市奨学生選考委員会委員の任期が、5 月 31 日をもちまして満了となりますことから、議案書 29 ページに記載のとおり 9 名の皆様を委嘱又は任命しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和 8 年 6 月 1 日をもちまして委嘱又は任命をさせていただく予定でございます。なお、任期は 1 年で、令和 9 年 5 月 31 日までとなっております。

以上、ご説明をさせていただきました。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 26 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 26 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 27 号 図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

31 ページをご覧ください。

これは、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、図書館協議会委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、教育メディア課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育メディア課長

それでは、図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。

これは、伊勢市小中学校長会をはじめ、記載の推薦団体等から、役員改選や異動等により委員変更の申し出がありましたことから、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、お手元の議案のとおり 4 名の皆様を任命しようとするものでございます。

教育委員会でご承認をいただきましたならば、図書館協議会委員の 2 年間の任期において、明日から前任者の残任期間であります令和 9 年 12 月 6 日まで任命させていただく予定でございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、教育メディア課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 27 号 図書館協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 27 号 図書館協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 28 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

33 ページをご覧ください。

これは、伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第 28 号伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

これは、令和 8 年 5 月 31 日で社会教育委員兼公民館運営審議会委員の任期が

満了となるため、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、お手もとの議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

なお、今回、委嘱しようとする皆様は、各団体から推薦をいただいた方々と学識経験者につきましては、社会教育課からお願いした方でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和 8 年 6 月 1 日をもって委嘱をさせていただく予定でございます。任期は 2 年、令和 10 年 5 月 31 日までとなっております。以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

駒田委員

社会教育委員会と伊勢市立公民館運営審議会は同時に行われるのか、それとも会議体として別々に行われるのか。また、毎年のことだが、船頭が多すぎると思う。他の市町では、多分 6 人ぐらいではないかと思うので、各団体の意見が和を持ってうまくいけば良いが、船頭が多すぎると意見がまとまらないということもあると思うので、社会教育委員の人数も絞り、円滑な運営をお願いしたい。人数を減らすことは、かなり厳しいことか。

社会教育課長

まず一つ目のご質問ですけれども、社会教育委員会の会議と公民館運営審議会の会議は同時に会議を行います。年 3 回程度開催しており、今年度も 3 回開催する予定でございます。

あと二つ目のご質問ですけれども、委員の定数が 11 名と決まっております、確かに船頭が多すぎるというご指摘は、おっしゃる通りなんですけれども、かねてから推薦いただいている団体との関係というのもございますので、今後、関係団体の整理等の検討はしていかなければならないかなと思っております。

駒田委員

伊勢市内の細かい団体との関係はよく分かっていないが、団体との関係が優先なのか、社会教育が優先なのかということを考えていかないと社会教育が前に進まないと思う。市としては、どちらを優先したいのか。

社会教育課長

そうですね。それはもちろん、社会教育を優先するということになります。

駒田委員

教育委員になってから毎年同じことを繰り返しているが、やはり社会教育を

推進していくという視点から、本当に必要かと言うと失礼ですが、団体というか、型というか、人で選ぶのか、そこも不明瞭だと思う。規定にもこの団体というのがあると思うが、やはりそこをもう少し真剣にこの1年で整理してほしい。

社会教育課長

昨年の9月から皇學館大学の池山准教授もメンバーに入っていただきました。社会教育に精通されているという先生でございますので、社会教育委員の今後のご活躍を私どもはすごく期待しているんですけども、駒田委員の言われたように、関係団体等々の整理は、今後研究をさせていただきたいと思いますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

駒田委員

任期が2年間あり、もし変わるとしても結局2年後ということになる。同じことを繰り返すなら、意味がないという失礼だが、任期も長いということも考えないと1年で交代というわけでもない。池山先生が入れられたということなので、他の市町の様子とかも含め、社会教育が推進できるような形にしてほしいというのが強い意見です。あと2年待たないといけないと思うが、よろしくお願ひしたい。

社会教育課長

他市町のメンバーとか、今後研究させていただいて、検討させていただきたいと思います。

教育長

ほかにご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第28号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第28号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第29号、伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

35 ページをご覧ください。

これは、伊勢市スポーツ推進審議会条例第5条に基づき、伊勢市スポーツ推進

審議会委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

今回の提案は、スポーツ基本法及び、伊勢市スポーツ推進審議会条例に基づき設置・任命している「スポーツ推進審議会委員」の2年毎の役員改正を行うもので、教育委員会事務委任規則で定める審議会委員であるため、お諮りするものです。

委員につきましては、38 ページに記載の12 名を任命いたしたく、ご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。「議案第 29 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 29 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。
委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

駒田委員

市長からのご提案で子どもたちのメディアとの接し方を検討していくということで、教育メディア課が中心となっているが、本来は、社会教育委員から危機感を持って上がってこないといけなかったことだと思う。家庭教育も学校教育も関わるが、やはり社会教育としてどうしていくのかということがすごく大きな部分だと思う。委員の選定については、もう少し考えるべきではないかということも言わせてもらっているので、そこのところはよく汲んで欲しい。もう少し社会教育がしっかりしないと、伊勢市の社会教育は全然充実していかないと思うので、言い方がきつくて申し訳ないですが、あえて最後に言わせていただき、審議事項ではないが、意見として述べて、議事録に残してほしいと思います。

教育長

ほかに何かございますか。

教育長

それでは、これもちまして教育委員会を閉会いたします。